

公告

令和元年 5 月 1 5 日

豊橋市長 佐原 光一

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

豊橋市景観計画ガイドライン等策定委託業務

(2) 業務内容

別紙 仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 2 3 日 (月) まで

(4) 契約上限金額

金 8, 8 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。消費税は 10%を想定する。)

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

(1) プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

ア 平成 30・31 年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供等、中分類：調査委託、小分類：環境調査または建築調査について登録されていること。

イ 愛知県内の本店 (本社)、支店又は営業所等で、本市に登録されていること。

ウ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

オ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結) に基づく排除処置を受けていないこと。

カ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (2) 平成26年度以降に、元請けとして地方公共団体が発注する「景観計画策定」に関する同種業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 管理技術者に技術士（建設部門 都市及び地方計画又は建設環境）を配置できること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 都市計画部都市計画課

電話：0532-51-2616

ファックス：0532-56-5108

電子メールアドレス：toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

豊橋市ホームページからダウンロードする。

豊橋市都市計画課ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2972.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和元年5月31日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

各1部

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日、休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和元年6月20日（木）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

エ 提出方法

持参（土・日曜日、祝日、休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）とする。

4 評価の方法及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市景観計画ガイドライン等策定委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

提案者が多数の場合には、書面審査にて第二次審査対象者を3者程度に絞り込むものとする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和元年7月2日（火）

時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「豊橋市景観計画ガイドライン等策定委託業務プロポーザル実施要領」による。